

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 1 日現在

機関番号：34601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530109

研究課題名（和文）デジタルネットワーク環境における著作権法モデル

研究課題名（英文）The Research for Model Law of Copyrights in the age of Digital Network

研究代表者

高 榮洙 (GOH YOUNG SOO)

帝塚山大学・法学部・教授

研究者番号：90412121

研究成果の概要（和文）：保護要件について、必ずしも創作性を求める必要はないという立法体制がみられる。侵害判断について、アメリカ法制において、ISPの法的責任を緩やかに対応している点は、評価できる。紛争解決については、韓国コンテンツ紛争調停委員会の運用が重要なモデルとして評価できる。デジタル・コンテンツの特性を考慮した法整備については、まだ議論されている状況から、独自立法の必要性も含め、さらなる研究が必要である。

研究成果の概要（英文）：About protection requirements of digital content, There is legislative system which has not require the creativity. According to this legislative framework, the digital works would be protected not by the rule of copyright ownership but by the doctrine of unfair competition.

About the infringement of Copyright, it should be evaluated that American legal system has a loose liability to the ISP in the case of occurring copyright infringement by the infringer of the copyright holder. So ISP does not have any obligation to report the information.

About conflict resolution, it should be evaluated that the operation of the Korea Creative Content Dispute Mediation Committee is taking advantage of the characteristics of the trading environment of digital contents. And it has been proposed and procedures most appropriate dispute resolution method as an important model.

The remaining issues in the future are to discuss about the characteristics of digital content. And replace all copyright legislation is not seen, as long as it is based on the research results up to now. From this situation that is followed by the discussion still digital content, including the need for *sui generis* of their own. That is why we need further research continuously in the future.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：知的財産法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 従来の著作権法の状況

従来の人間の文学及び芸術的な創作物（小説、音楽、写真、映画、美術など）の表現は、アナログの形態（本、レコード、フィルム、コンパスなどがそれぞれ異なる媒体によって表現）でなされていて、それに携わる人間も限られており、その著作物の複製や改変も、現在ほど容易ではなく、相当な費用が必要となり、質的にも量的にも限界があった。従来の著作権法制は、このようなアナログの形態（本、レコード、フィルム、コンパスなどがそれぞれ異なる媒体によって表現）で表現された人間の創作物に対して、著作権法上の独占的・排他的権利（著作権、著作者人格権）を認めることで成り立っている。つまり従来の著作権法は、主に創作活動に携わる限られた人を権利保護の主体とし、それを利用する公衆の利用者との法律関係を中心に立法がなされている。

### (2) デジタル化・ネットワーク化の影響

ところが、デジタル化・ネットワーク化により、著作権制度はその変化を余儀なくされている。デジタル技術により、従来の異なる媒体で表現されるあらゆる著作物は、デジタルに融合され、容易にかつ安価にその複製・改変が行なえるようになってきている。また、ネットワーク技術の普及により、自らの著作物を第三者に急速かつ広範囲に伝達することができるという流通規模の大量化とその流通経路も複雑化をもたらしている。

これは、一億総クリエイターとも言われるように、誰もがデジタル技術やネットワーク技

術を自由に活用することができるようになり、創作者の主体となる可能性が高まっていることを意味する一方、デジタルやネットワーク環境により提供される他人の著作物を簡単に利用することが可能になり、その利用機会が増加していることも意味する。

### (3) 従来の著作権法の対応の限界

デジタルネットワーク時代には、万人が創作者となると同時に利用者にもなりうるため、デジタル技術を使った著作物の創作とインターネット回線を通じて、個人への発信が、自由にできる可能性が高くなっていくことが十分予想される。このような私的な領域で著作物の流通（特に Peer to Peer 方式によるファイル交換）が行なわれることに対して、従来の著作権法では、私的な領域での著作物の利用については、権利侵害を認めず権利を制限するような傾向にあって、直接利用者に侵害責任を追及することは、困難な状況にある。一方、デジタルネットワーク時代のこれらの傾向を受けて、著作権法は、新たな権利（たとえば、公衆送信権や送信可能化権など）を設けるなど何らかの対応を図って来ているが、この態度は、あまりにも強い著作権としての意識に基づくものであるため、著作物の流通促進に妨げとなるおそれも指摘されている（渡邊彰子「間接侵害法理の比較法的研究——著作権侵害における考察」など）。また、日本の判例（平成17. 3. 3東京高判，平成16. 3. 11東京地判など）において、ISPの法的責任を重んじる傾向もみられるが、そのアプローチや責任の認める範囲が必ずしも一致しているとはいえない。特に

日本では、ISPの法的責任を簡単に認めることで、コンテンツ産業自体が活性化されず萎縮する傾向すら見受けられる。したがって、デジタル・コンテンツの特性を考慮して著作権法とは別の独自の法体系（たとえば、韓国ではオンラインデジタル・コンテンツ産業発展法という法律が存在するが、既存の著作権法を代替するものではない）の必要性が主張されている。

## 2. 研究の目的

(1) 現行の著作権法は、アナログ世界を前提に構築されたものであるため、デジタル化やネットワーク化時代に対応しきれない問題が少なくない。著作権法の目的は、著作物の公正な利用と権利保護をもって文化の発展に寄与するところにある。よって、デジタル・コンテンツの法モデルを考える際にも、少なくともこの目的は変わるものではないと思われる。ただし、デジタルとネットワーク技術の発展により、著作物の表現形態がアナログからデジタルに移行し、コンテンツの流通が大量化・複雑化されることに伴い、新たな権利処理のルールも考える必要がある。

(2) 本研究では、このような問題意識をもって、デジタルネットワーク時代における著作物の取引実態を踏まえ、従来の著作権法体制と対比しつつ、その限界を指摘し、デジタルネットワーク環境に相応しく、かつ創作と利用とのバランスが取れたデジタル・コンテンツの法モデルを提案するものである。

## 3. 研究の方法

本研究の目的を達成するために、諸外国で論議状況を比較研究する方法を採用する。すなわち、調査対象国をWIPO（世界知的所有権機関）、アメリカ、イギリス、ドイツ、

フランス、中国、韓国とし、これらの国における調査項目（保護要件、権利構成、侵害判断、救済措置、権利処理、紛争解決）についての立法例（立法時の論議を含む）や政策を調査・分析する。

具体的な研究内容は、以下のとおりである。

### (1) 保護要件

従来著作権法では、創作性が保護要件となっているが、デジタル・コンテンツの場合、必ずしも創作性が求められる必要はなく、たとえば電話帳やデータベースなどは創作性には至らないが財産的価値を有するものである。従って、デジタル・コンテンツとして保護を受けるための要件を著作権法上の保護要件と対比しつつ、独自の保護要件を探る。

### (2) 権利構成

従来著作権法では、創作的な表現について、複製権や翻案権などの排他的権利が与えられ、その侵害に対しては、差止請求や損害賠償請求が可能となっているが、デジタル・コンテンツの場合、どのような性格の権利構成をすべきか（たとえば、所有権としてなのかあるいは債権としてなのか、または複製権や翻案権はデジタル・コンテンツに適合性があるのかなど）を検討する。

### (3) 侵害判断

規制すべき利用者の行為を類型化するとともにISP（P2Pサービス提供者を含む）の法的責任の問題にも検討を行う。また、侵害判断を容易にするための公示方法も考慮する。

### (4) 救済措置

従来の著作権法では、権利侵害に対して事後的救済が中心となっているが、事前措置（たとえば、権利者からの警告により、債権的効果への移行を認めるような方式）による救済可能性を検討する。

### (5) 権利処理

OSMU (One Source Multi Use) の状況や多数者との法律関係における権利処理のルールについて検討する。

#### (6) 紛争解決

訴訟外紛争解決への適用可能性について検討し、デジタル・コンテンツの取引環境に最も相応しい紛争解決方法とその手続を提案する。

### 4. 研究成果

#### (1) 保護要件

従来保護要件として求められていた「創作性」要件が必ずしも必要ではないという立法態度（たとえば、韓国の場合）体制がみられる。同立法体制によれば、デジタル表現物に対して、権利付与よりは成果利益の保護という観点から法的保護（いわゆる不正競争の法理）を図っている。侵害判断について、アメリカ法制において、ISP（P2Pサービス提供者を含む）の法的責任を緩やかに対応している点（たとえば、ネット経由で、著作権侵害が生じた場合、権利者にその侵害者の情報を通報する義務はないとしている）は、評価できる。

#### (2) 権利構成

知的財産の法的保護の方式として、権利付与型と行為規制型があるが、従来著作物については、前者に属し、後者のアプローチは、馴染んでいなかったが、外国の立法例において、著作権法制とは別に後者による立法形式が見られ、参考にするべきところである。

#### (3) 侵害判断

韓国とアメリカとのFTA実効による著作権法改正の状況については、権利者の保護を強化するとともに利用者の利用機会の保障も考慮した法改正が行われている点が評価できる。また、裁判外紛争解決システムについては、韓国コンテンツ紛争調停委員会の

運用状況が参考にするべきところが大きい。同委員会は、デジタルコンテンツの取引の特性（たとえば、取引段階における商品内容の質保証の不完全性など）を生かして、コンテンツ事業者と利用者間の紛争を円滑に解決している。

アメリカの音楽ビジネスにおいて、音楽の違法ダウンロードについては、著作権侵害の警告システム（CAS）が稼働している。つまり著作権の侵害に対して、刑事罰のような法的制裁を加える前に、4回までの警告とインターネット利用速度の低下、著作権教育の強制などの措置により、バランスよく調和を図っていることが評価できる。

#### (4) 救済措置

紛争解決については、デジタル・コンテンツの取引環境の特性を生かして、最も相応しい紛争解決方法とその手続を提案している韓国コンテンツ紛争調停委員会の運用が重要なモデルとして評価できる。今後の残された課題としては、デジタルコンテンツの特性が著作権法制すべてを置き換えるほどの議論は見られておらず、今までの研究成果に基づく限り、いまだにその議論が続いている状況から、デジタルコンテンツについては、独自の立法の必要性も含め、今後さらなる研究が必要である。

#### (5) 権利処理

権利処理を円滑化するために用いられる制度の一つとして、著作権の集中管理制度を挙げられる。これは、著作者の利益確保と利用者の利用機会の保障を図るために世界各国で用いられるものであるが、従来各国の運用状況を調査する限り、共通にして著作権管理業務が少数の団体に集中し、市場支配的地位を濫用するケースもあり、競争法的な観点

からの議論も必要である。著作権の権利処置などの管理業務の容易化および活性化、かつ新たな団体の市場参入への容易化および活性化を図るために、インターネット関連技術や著作権管理技術がどのように寄与でき、活用されるのか、という観点から、Apple 社が運営する「itunes」などのシステムが有効な一つのモデルとなりえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 件)

[学会発表] (計 1 件)

高 榮洙、*The Matrix in making contents policy*、韓国コンテンツ学会主催 国際学術大会、2011 年 11 月 18 日、フィリピン マニラ

[図書] (計 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

高 榮洙 (GOH YOUNG SOO)

帝塚山大学・法学部・教授

研究者番号：90412121

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：